

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

公 告	博物館の登録の変更	社会教育・文化財保護室	1 頁
お知らせ	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人 材 政 策 室	1 頁
	東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に 関する規則の特例に関する規則	人 材 政 策 室	2 頁

公 告

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項及び三重県博物館登録規則（昭和27年三重県教育委員会規則第59号）第6条第2項の規定により、次のとおり公益財団法人石水博物館の三重県博物館登録原簿を変更します。

平成23年5月17日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

1 変更事項

設置者の住所 変更前 津市丸之内9番18号
変更後 津市垂水3032番地18
変更の理由 平成23年3月1日主たる事務所の移転による

所在地 変更前 津市丸之内9番18号
変更後 津市垂水3032番地18
変更の理由 平成23年4月20日博物館の用に供する建物の変更による

2 変更期日 平成23年4月26日

お 知 ら せ

平成23年5月17日付け三重県公報第2291号に教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年五月十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第四号）の一部を次のように
改正する。

第十二条第二十二号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊したため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

- イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第十二条第二十四号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布します。

平成二十三年五月十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）第十二条第八号及び第十七条の規定の適用については、同号中「五日」とあるのは「五日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、別表第二第六号に掲げる活動を行う場合にあつては、十日）」と、同条中「第十二条各号」とあるのは「第十二条各号（東日本大震災に対処するための公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成二十三年 三重県人事委員会規則 第五号）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、別表第二第六号中「災害救援活動」とあるのは「東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域における災害救援活動」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成二十三年十二月三十一日限り、その効力を失う。

発 行
神 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 研 究 会

印 刷
有 限 公 司 第 一 プ リ ン ト 社